

# 教職課程の手引

2026年度

名古屋大学

# 目 次

|      |                                  |    |
|------|----------------------------------|----|
| ◆第1部 | (2026年度入学者対象)                    | 2  |
| I.   | 教育職員免許状の取得について                   | 3  |
| 1.   | 本学で取得できる免許状の種類                   | 3  |
| 2.   | 学部及び大学院で取得できる免許状の種類及び教科          | 3  |
| 3.   | 基礎資格と最低修得単位数, 及び関係科目の修得方法等       | 5  |
| II.  | 教職課程の履修計画について                    | 14 |
| III. | 教員免許状の申請について                     | 17 |
| ◆第2部 | (全入学年度の学生対象)                     | 18 |
| IV.  | 「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」について | 19 |
| 1.   | 履修登録上の注意事項                       | 19 |
| 2.   | 「こども性暴力防止法」の施行について               | 21 |

## 注 意 事 項

本書は大別して2部構成となっています。

第1部は、2026年度入学者を対象とした内容となりますので、それ以前の入学者は入学年度の学生便覧等を参照してください。

第2部は、2026年度「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」の全般的な履修上の注意事項について案内するもので、全入学年度を対象とした内容となります。

# 第 1 部

(2026 年度入学者対象)

※2025 年度以前の入学者は，入学年度の教職課程の手引及び

学生便覧等を参照してください。

## 1. 教育職員免許状の取得について

国公立を問わず学校（大学及び高等専門学校を除く）の教員となるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）の取得が必要です。

免許状を取得するには、教育職員免許法等の規定に従い、文部科学大臣の認定を受けた大学の課程において所定の単位を修得し、一定の手続きを行う必要があります。

本学は教員養成を目的とする大学ではありませんが、教職に対して強い熱意を持つ学生のため、各学部及び各研究科（一部の学部・研究科・学科及び専攻は除く）では、免許状取得に必要な課程の認定を受けています。このため、希望者によっては必要な単位を修得し、大学卒業等の基礎資格をもって所管の教育委員会に一定の手続きを行うことにより、相当の免許状の交付を受けることが可能であり、以下にその概要を述べます。

ただし、教職課程については、教育実習等学外の協力も必要となるので、教職に就く強い熱意を持っている者以外が安易な考えで履修することのないようにしてください。

### 1. 本学で取得できる免許状の種類

学部卒業者・・・中学校教諭及び高等学校教諭一種免許状

大学院（前期課程）修了者・・・中学校教諭及び高等学校教諭専修免許状

### 2. 学部及び大学院で取得できる免許状の種類及び教科

学部及び大学院で取得できる免許状の種類及びその免許教科については、表1及び表2のとおりです。

〈表1〉学部で取得できる免許状

| 学 部 名         | 学 科 名             | 中学校教諭<br>一種免許状      | 高等学校教諭<br>一種免許状           |
|---------------|-------------------|---------------------|---------------------------|
| 文 学 部         | 人 文 学 科           | 国語<br>社会<br>外国語（英語） | 国語<br>地理歴史, 公民<br>外国語（英語） |
| 教 育 学 部       | 人 間 発 達 科 学 科     | 社会                  | 地理歴史, 公民, 情報※             |
| 法 学 部         | 法 律 ・ 政 治 学 科     | 社会                  | 公民                        |
| 経 済 学 部       | 経 済 学 科           | —                   | 公民                        |
| 情 報 学 部       | 自 然 情 報 学 科       | 数学                  | 数学, 情報                    |
|               | コ ン プ ュ ー タ 科 学 科 | —                   | 情報                        |
| 理 学 部         | 数 理 学 科           | 数学                  | 数学                        |
|               | 物 理 学 科           | 理科                  | 理科                        |
|               | 化 学 科             |                     |                           |
|               | 生 命 理 学 科         |                     |                           |
| 地 球 惑 星 科 学 科 |                   |                     |                           |
| 農 学 部         | 生 物 環 境 科 学 科     | 理科                  | 理科, 農業                    |
|               | 資 源 生 物 科 学 科     |                     |                           |
|               | 応 用 生 命 科 学 科     |                     |                           |

※教育学部で取得できる情報の免許状は岐阜大学との連携教職課程のため、名古屋大学・岐阜大学両方の科目を履修する必要があります。

〈表2〉大学院で取得できる免許状

| 研究科名          | 専攻名        | 中学校教諭<br>専修免許状      | 高等学校教諭<br>専修免許状           |
|---------------|------------|---------------------|---------------------------|
| 人文学研究科        | 人文学専攻      | 国語<br>社会<br>外国語(英語) | 国語<br>地理歴史, 公民<br>外国語(英語) |
| 教育発達科学<br>研究科 | 教育科学専攻     | 社会                  | 地理歴史                      |
|               | 心理発達科学専攻   | 社会                  | 公民                        |
| 法学研究科         | 総合法政専攻     | 社会                  | 公民                        |
| 経済学研究科        | 社会経済システム専攻 | —                   | 公民                        |
| 情報学研究科        | 数理情報学専攻    | 数学                  | 数学                        |
|               | 複雑系科学専攻    | —                   | 情報                        |
| 理学研究科         | 理学専攻       | 理科                  | 理科                        |
| 多元数理科学<br>研究科 | 多元数理科学専攻   | 数学                  | 数学                        |
| 環境学研究科        | 地球環境科学専攻   | 理科                  | 理科                        |
|               | 社会環境学専攻    | 社会                  | 地理歴史, 公民                  |

### 3. 基礎資格と最低修得単位数，及び関係科目の修得方法等

#### (1) 基礎資格と最低修得単位数

本学で，中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を取得する場合には，表3に示すように単位を修得しなければなりません。

表において，「教科及び教科の指導法に関する科目」とは，各免許教科に関する科目であり，取得しようとする免許状の学校種，免許教科により内容が異なります。「教育の基礎的理解に関する科目等」とは，どの免許状を取得する場合にもほぼ共通に修得しなければならない科目です。

〈表3〉 本学における単位等の修得方法

|            |    | 基礎資格        | 本学における最低修得単位数    |         |                 |                                     |            |              |                         |     |              |                              | 介護等<br>体験 |
|------------|----|-------------|------------------|---------|-----------------|-------------------------------------|------------|--------------|-------------------------|-----|--------------|------------------------------|-----------|
|            |    |             | 教科及び教科の指導法に関する科目 |         | 教育の基礎的理解に関する科目等 |                                     |            | 大学が独自に設定する科目 | 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 |     |              |                              |           |
|            |    |             | 教科に関する専門的事項      | 各教科の指導法 | 教育の基礎的理解に関する科目  | 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目 | 教育実践に関する科目 |              | 日本国憲法                   | 体育  | 外国語コミュニケーション | 数理，データ活用及び人工能に関する科目又は情報機器の操作 |           |
| 中学校<br>教諭  | 一種 | 学士の学位を有すること | 24               | 8       | 10              | 10                                  | 7          | —            | 2                       | 2   | 2            | 2                            | 7日間       |
|            | 専修 | 修士の学位を有すること | (24)             | (8)     | (10)            | (10)                                | (7)        | 24           | (2)                     | (2) | (2)          | (2)                          | (7日間)     |
| 高等学<br>校教諭 | 一種 | 学士の学位を有すること | 32               | 4       | 10              | 8                                   | 5          | —            | 2                       | 2   | 2            | 2                            | —         |
|            | 専修 | 修士の学位を有すること | (32)             | (4)     | (10)            | (8)                                 | (5)        | 24           | (2)                     | (2) | (2)          | (2)                          | —         |

- 注. ① この表に示す最低修得単位数は，免許法に定める単位数を基に本学が定める単位数を示す。  
 ② 専修免許状の取得に必要な「大学が独自に設定する科目」の履修方法は，研究科・専攻ごとに異なるので，各研究科の学生便覧等を参照すること。  
 ③ 高等学校教諭免許状のみを修得しようとする場合は，介護等体験に参加する必要はない。

## (2) 「教科に関する専門的事項」の科目の修得方法

「教科に関する専門的事項」の科目として修得すべき科目は、免許教科、学校種及び所属学部等によって異なるので、ここでは教育職員免許法等で定められた科目及び単位と本学における修得単位を表4に示しました。各科目区分に対応する必修科目等の授業科目一覧表は、所属学部等の学生便覧等を参照してください。

〈表4〉「教科に関する専門的事項」の科目の単位修得方法

| 「教科に関する専門的事項」の科目（本学関係教科のみ） |                           |                             |                               |                             |
|----------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 免許教科                       | 中学校教諭免許状取得に必要な単位数         |                             | 高等学校教諭免許状取得に必要な単位数            |                             |
|                            | 免許法に定める科目区分               | 本学で指定する単位数                  | 免許法に定める科目区分                   | 本学で指定する単位数                  |
| 国語                         | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | 各科目区分<br>で1単位以上<br>合計 24 単位 | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）     | 各科目区分<br>で1単位以上<br>合計 32 単位 |
|                            | 国文学（国文学史を含む。）             |                             | 国文学（国文学史を含む。）                 |                             |
|                            | 漢文学                       |                             | 漢文学                           |                             |
|                            | 書道（書写を中心とする。）             |                             |                               |                             |
| 社会                         | 日本史・外国史                   | 各科目区分<br>で1単位以上<br>合計 24 単位 |                               |                             |
|                            | 地理学（地誌を含む。）               |                             |                               |                             |
|                            | 「法律学，政治学」                 |                             |                               |                             |
|                            | 「社会学，経済学」                 |                             |                               |                             |
| 地理歴史                       |                           |                             | 日本史                           | 各科目区分<br>で1単位以上<br>合計 32 単位 |
|                            |                           |                             | 外国史                           |                             |
|                            |                           |                             | 人文地理学・自然地理学                   |                             |
|                            |                           |                             | 地誌                            |                             |
| 公民                         |                           |                             | 「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」 | 各科目区分<br>で1単位以上<br>合計 32 単位 |
|                            |                           |                             | 「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」          |                             |
|                            |                           |                             | 「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」           |                             |
| 数学                         | 代数学                       | 各科目区分<br>で1単位以上<br>合計 24 単位 | 代数学                           | 各科目区分<br>で1単位以上<br>合計 32 単位 |
|                            | 幾何学                       |                             | 幾何学                           |                             |
|                            | 解析学                       |                             | 解析学                           |                             |
|                            | 「確率論, 統計学」                |                             | 「確率論, 統計学」                    |                             |
|                            | コンピュータ                    |                             | コンピュータ                        |                             |
| 理科                         | 物理学                       | 各科目区分<br>で1単位以上<br>合計 24 単位 | 物理学                           | 各科目区分<br>で1単位以上<br>合計 32 単位 |
|                            | 化学                        |                             | 化学                            |                             |
|                            | 生物学                       |                             | 生物学                           |                             |
|                            | 地学                        |                             | 地学                            |                             |
|                            | 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験     |                             | 「物理学実験, 化学実験, 生物学実験, 地学実験」    |                             |

| 「教科に関する専門的事項」の科目（本学関係教科のみ） |                   |                                 |                        |                                 |
|----------------------------|-------------------|---------------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 免許<br>教科                   | 中学校教諭免許状取得に必要な単位数 |                                 | 高等学校教諭免許状取得に必要な単位数     |                                 |
|                            | 免許法に定める科目区分       | 本学で指定<br>する単位数                  | 免許法に定める科目区分            | 本学で指定<br>する単位数                  |
| 農業                         | —————             | —                               | 農業の関係科目                | 各科目区分<br>で1単位以上                 |
|                            |                   |                                 | 職業指導                   | 合計 32 単位                        |
| 英語                         | 英語学               | 各科目区分で<br>1単位以上<br><br>合計 24 単位 | 英語学                    | 各科目区分<br>で1単位以上<br><br>合計 32 単位 |
|                            | 英語文学              |                                 | 英語文学                   |                                 |
|                            | 英語コミュニケーション       |                                 | 英語コミュニケーション            |                                 |
|                            | 異文化理解             |                                 | 異文化理解                  |                                 |
| 情報                         | —————             | —                               | 情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理 | 各科目区分<br>で1単位以上<br><br>合計 32 単位 |
|                            |                   |                                 | コンピュータ・情報処理            |                                 |
|                            |                   |                                 | 情報システム                 |                                 |
|                            |                   |                                 | 情報通信ネットワーク             |                                 |
|                            |                   |                                 | マルチメディア表現・マルチメディア技術    |                                 |

## (3) 「各教科の指導法」の科目の修得方法

「各教科の指導法」の単位修得方法については、表5のとおり、免許教科及び学校種ごと異なります。中学校教諭免許状取得希望者及び中学校・高等学校両方の教諭免許状取得希望者は、各教科教育法Ⅰ～Ⅳの8単位を修得し、原則Ⅰ～Ⅳの数字の順番どおりに履修してください。ただし、社会の中学校教諭免許状取得希望者は、表5のとおり修得してください。高等学校教諭免許状取得希望者は、各教科教育法Ⅰ又はⅢから2単位、Ⅱ又はⅣから2単位の合計4単位を修得してください。Ⅰ及びⅡのみ開講する教科教育法の場合は、Ⅰ及びⅡの両方を修得してください。

〈表5〉「各教科の指導法」の科目の単位修得方法

| 「各教科の指導法」の科目 |                   |          |             |                    |          |             |     |
|--------------|-------------------|----------|-------------|--------------------|----------|-------------|-----|
| 免許<br>教科     | 中学校教諭免許状取得に必要な単位数 |          |             | 高等学校教諭免許状取得に必要な単位数 |          |             |     |
|              | 本学における開講科目名       | 開講<br>単位 | 必要修得<br>単位数 | 本学における開講科目名        | 開講<br>単位 | 必要修得<br>単位数 |     |
| 国語           | 国語科教育法Ⅰ           | 2        | 8単位         | 国語科教育法Ⅰ            | 2        | いずれか        | 4単位 |
|              | 国語科教育法Ⅱ           | 2        |             | 国語科教育法Ⅲ            | 2        | 2単位         |     |
|              | 国語科教育法Ⅲ           | 2        |             | 国語科教育法Ⅱ            | 2        | いずれか        |     |
|              | 国語科教育法Ⅳ           | 2        |             | 国語科教育法Ⅳ            | 2        | 2単位         |     |
| 社会           | 社会科・公民科教育法Ⅰ       | 2        | 8単位         | —                  | —        | —           | —   |
|              | 社会科・公民科教育法Ⅱ       | 2        |             | —                  | —        | —           |     |
|              | 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ     | 2        |             | —                  | —        | —           |     |
|              | 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ     | 2        |             | —                  | —        | —           |     |
| 地理<br>歴史     | —                 | —        | —           | 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ      | 2        | 4単位         |     |
|              | —                 | —        | —           | 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ      | 2        |             |     |
| 公民           | —                 | —        | —           | 社会科・公民科教育法Ⅰ        | 2        | 4単位         |     |
|              | —                 | —        | —           | 社会科・公民科教育法Ⅱ        | 2        |             |     |
| 数学           | 数学科教育法Ⅰ           | 2        | 8単位         | 数学科教育法Ⅰ            | 2        | いずれか        | 4単位 |
|              | 数学科教育法Ⅱ           | 2        |             | 数学科教育法Ⅲ            | 2        | 2単位         |     |
|              | 数学科教育法Ⅲ           | 2        |             | 数学科教育法Ⅱ            | 2        | いずれか        |     |
|              | 数学科教育法Ⅳ           | 2        |             | 数学科教育法Ⅳ            | 2        | 2単位         |     |
| 理科           | 理科教育法Ⅰ            | 2        | 8単位         | 理科教育法Ⅰ             | 2        | いずれか        | 4単位 |
|              | 理科教育法Ⅱ            | 2        |             | 理科教育法Ⅲ             | 2        | 2単位         |     |
|              | 理科教育法Ⅲ            | 2        |             | 理科教育法Ⅱ             | 2        | いずれか        |     |
|              | 理科教育法Ⅳ            | 2        |             | 理科教育法Ⅳ             | 2        | 2単位         |     |
| 農業           | —                 | —        | —           | 農業科教育法Ⅰ            | 2        | 4単位         |     |
|              | —                 | —        | —           | 農業科教育法Ⅱ            | 2        |             |     |

|         |            |   |      |                       |                                  |      |      |
|---------|------------|---|------|-----------------------|----------------------------------|------|------|
| 英語      | 英語科教育法 I   | 2 | 8 単位 | 英語科教育法 I              | 2                                | いずれか | 4 単位 |
|         | 英語科教育法 II  | 2 |      | 英語科教育法 III            | 2                                | 2 単位 |      |
|         | 英語科教育法 III | 2 |      | 英語科教育法 II             | 2                                | いずれか |      |
|         | 英語科教育法 IV  | 2 |      | 英語科教育法 IV             | 2                                | 2 単位 |      |
| 情報<br>※ | —————      | — | —    | 教育学部の<br>免許状取得<br>希望者 | 情報科教育法 I<br>※連携開設科目<br>(岐阜大学開講)  | 2    | 4 単位 |
|         |            |   |      |                       | 情報科教育法 II<br>※連携開設科目<br>(岐阜大学開講) | 2    |      |
|         |            |   |      | 情報学部の<br>免許状取得<br>希望者 | 情報科教育法 I                         | 2    | 4 単位 |
|         |            |   |      |                       | 情報科教育法 II                        | 2    |      |

※ 教育学部の「情報」の免許状取得希望者は、岐阜大学との連携教職課程のため、必ず、岐阜大学で開講する情報科教育法 I 及び II を修得すること。情報学部の「情報」の免許状取得希望者は、本学で開講する情報科教育法 I 及び II を修得すること。

## (4) 「教育の基礎的理解に関する科目等」の修得方法

教育職員免許法施行規則の定めに対応した、本学における「教育の基礎的理解に関する科目等」は表6のとおりです。各科目の具体的な内容については、シラバスにより確認してください。

〈表6〉「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位修得方法等

|                 | 各科目に含めることが必要な事項                               | 必要修得単位数      |               | 本学における<br>開講科目名    | 開講<br>単位 |   |
|-----------------|---|--------------|---------------|--------------------|----------|---|
|                 |   | 中学校<br>教諭免許状 | 高等学校<br>教諭免許状 |                    |          |   |
| 教育の基礎的理解に関する科目  | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | 10           | 10            | 教育原理               | 2        |   |
|                 | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)              |              |               | 教職基礎論              | 2        |   |
|                 | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) |              |               | 教育制度論              | 2        |   |
|                 | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        |              |               | 教育心理学              | 2        |   |
|                 | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    |              |               | 特別支援教育             | 1        |   |
|                 | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)             |              |               | 教育課程論              | 1        |   |
| 教育の基礎的理解に関する科目等 | 道徳の理論及び指導法                                    | 10           | 8             | 道徳教育の理論と実践<br>※1   | 2        |   |
|                 | (中学) 総合的な学習の時間の指導法<br>(高校) 総合的な探究の時間の指導法      |              |               | 特別活動・総合的な学習の時間の指導法 | 2        |   |
|                 | 特別活動の指導法                                      |              |               | 教育方法論              | 2        |   |
|                 | 教育の方法及び技術                                     |              |               |                    | 2        |   |
|                 | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法                          |              |               |                    | 生徒・進路指導論 | 2 |
|                 | 生徒指導の理論及び方法                                   |              |               |                    |          | 2 |
|                 | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                           |              |               |                    | 教育相談論    | 2 |
|                 | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法            |              |               |                    |          | 2 |
| 教育実践に関する科目      | 教育実習 ※2                                       | 7            | 5             | 教育実習Ⅰ              | 5        |   |
|                 | 教職実践演習  |              |               | 教育実習Ⅱ              | 3        |   |
| 必要修得単位数合計       |   | 27           | 23            | 教職実践演習             | 2        |   |

※1 「道徳教育の理論と実践」は、中学校教諭免許状取得希望者のみ必要。(高等学校教諭免許状のみ取得希望者は修得する必要がない。)

※2 「教育実習」は、取得しようとする免許状の学校種に応じて、「教育実習Ⅰ」5単位(中学校教諭免許状・3週間)又は「教育実習Ⅱ」3単位(高等学校教諭免許状・2週間)を履修する。中学校と高等学校の両方の免許状を取得しようとする場合は、「教育実習Ⅰ」5単位(3週間)を履修すること。なお、「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」の修得単位には、本学における「事前・事後指導」1単位が含まれるため、必ず参加すること。

(5) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の修得方法

「日本国憲法」, 「体育」, 「外国語コミュニケーション」及び「数理, データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の単位修得方法については, 表 7 のとおりです。

〈表 7〉「日本国憲法」等の単位修得方法

| 教育職員免許法施行規則に定める科目              | 単位修得方法  |
|--------------------------------|---|
| 日本国憲法                          | 全学教育科目の現代教養科目(人文・社会系)又は人文・社会系基礎科目の「日本国憲法」2単位を修得(法学部生は法学部専門科目「憲法Ⅰ」4単位でも認められる。)   |
| 体育                             | 全学教育科目の健康・スポーツ科学「健康・スポーツ科学実習 A 及び B」から 2 単位以上を修得  |
| 外国語コミュニケーション                   | <p>全学教育科目の言語文化科目</p> <p>英語(コミュニケーション), 英語(上級), 英語(セミナー)</p> <p>ドイツ語 基礎 1・基礎 2・初級完成・中級 1・中級 2・中級・上級,</p> <p>フランス語 基礎 1・基礎 2・初級完成・中級 1・中級 2・中級・上級,</p> <p>ロシア語 基礎 1・基礎 2・初級完成・中級 1・中級 2・中級・上級,</p> <p>中国語 基礎 1・基礎 2・初級完成・中級 1・中級 2・中級・上級,</p> <p>スペイン語 基礎 1・基礎 2・初級完成・中級 1・中級 2・中級・上級,</p> <p>朝鮮・韓国語 基礎 1・基礎 2・初級完成・中級 1・中級 2・中級・上級</p> <p>* 上記科目から 2 単位以上を修得</p>   |
| 数理, データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 | <p>「数理, データ活用及び人工知能に関する科目」から 2 単位以上又は「情報機器の操作」から 2 単位以上を修得</p> <p>○全学教育科目は下記のとおり。すべて「数理, データ活用及び人工知能に関する科目」。</p> <p>データ科学基礎<br/>データ科学基礎演習 A<br/>データ科学基礎演習 B<br/>(シラバス等で受講対象学部等を確認のうえ履修すること。)</p> <p>○学部専門系科目は下記のとおり。文学部専門系科目のみ「数理, データ活用及び人工知能に関する科目」で, それ以外の科目はすべて「情報機器の操作」。</p> <p>(所属学部の開講科目を受講すること。)</p> <p>文学部 …… 情報学演習<br/>教育学部 …… 教育情報学講義Ⅰ(情報・職業教育論)<br/>教育情報学講義Ⅱ(教育情報データベース論)<br/>教育情報学講義Ⅲ(情報メディア表現論)<br/>ただし, 教育学部で情報の免許を取得する場合は, 全学教育科目から必ず履修すること。</p> <p>法学部 …… 法情報学Ⅰ, Ⅱ<br/>経済学部 …… 情報処理<br/>情報学部 …… 情報セキュリティとリテラシー1, 情報セキュリティとリテラシー2<br/>理学部<br/>数理解析・計算機科学Ⅰ～Ⅳ, 計算数学基礎<br/>物理学部 …… 情報科学概論Ⅰ<br/>化学部 …… 計算化学概論<br/>生命理学部 …… 生物科学実験Ⅰ<br/>地球惑星科学部 …… 数値解析法及び演習</p> <p>注) 大学院生については, 学部専門系科目を受講すること。(全学教育科目の受講は原則認められない。)</p> |

## (6) 補足説明

### ① 教育実習について

教育実習は 4 年次に行います。これは教職課程に欠くことができない重要な科目です。教育実習は学外関係者の協力の上で成り立つものですので、教職に就く強い熱意を持って臨むとともに、安易な考えで履修することのないようにしてください。

なお、中学校教諭免許状取得希望者向けの「教育実習Ⅰ」5 単位及び高等学校教諭免許状取得希望者向けの「教育実習Ⅱ」3 単位（中高両方の免許状取得希望者は「教育実習Ⅰ」5 単位を履修）には、事前指導及び事後指導の 1 単位分を含むので、4 年次 4 月に行われる事前指導及び 11 月に行われる事後指導を必ず受講してください。これを受講しない場合は所定の単位を修得できません。また、原則的に教育実習の前（3 年次）までに、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」のうち、教職実践演習を除く全ての科目を履修してください。

申込手続きについては、TACT 等により案内しますので、希望者は 3 年次に所定の申し込みを行ってください。

昼食代や教材印刷費等の実習に必要な費用は、各自で負担することになります。その他、「⑤麻疹（はしか）の抗体価検査の受検等について」で該当する場合は、各自で費用が必要となります。

### ② 介護等体験について

介護等体験は 3 年次に行います。これは、中学校教諭の普通免許状を取得する場合に、基礎資格及び単位修得に加えて実施が必要となります。障害者、高齢者等に対する介護、介助及び交流等の体験を 7 日間（特別支援学校 2 日間、社会福祉施設等 5 日間）行い、終了後、学校や施設から発行される「介護等体験に関する証明書」を免許状の授与申請の際に併せて提出することが義務付けられています。

申込手続きについては、TACT 等により案内しますので、希望者は 2 年次に所定の申し込みを行ってください。

体験に必要な費用について、老人保健施設協会に支払う費用として 7, 500 円（予定）が各自負担となります。その他、昼食代や「⑤麻疹（はしか）の抗体価検査の受検等について」で該当する場合は各自で費用が必要となります。

### ③ 教職実践演習について

教職実践演習は 4 年次秋学期に行います。これは、本科目履修者の教職関連科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するとともに、不足する知識や技能等を補うことを授業内容とする教職課程の総まとめとして位置付けられた科目です。

### ④ 履修カルテについて

履修カルテは、教職課程履修者は全員作成が必要となります。これは教職課程の履修初期段階（概ね 1 年次秋学期）から、学生自身で随時作成していくもので、教職を志す意志や自分の教職関連科目の修得状況等を随時記録していき、教職課程における科目履修等をより充実したものとするためのものです。

詳細については、下記名古屋大学ホームページ「名古屋大学教職課程について」及び TACT で案内していますので、教職科目を履修する者は必ず事前に確認しておいてください。

なお、履修カルテは 4 年次秋学期に教職課程の総まとめとして教職実践演習を履修する際に、担当教員が基礎資料として活用するため、提出しなければ履修が認められませんので、作成を怠らないようにしてください。

名古屋大学教職課程について

[名古屋大学教職課程について \(nagoya-u.ac.jp\)](http://nagoya-u.ac.jp)

**⑤ 麻疹（はしか）の抗体価検査の受検等について**

教育実習校や介護等体験実施施設先から麻疹予防接種や抗体価検査の徹底が求められています。中には予防接種や抗体価検査を証明できる書類を持参しない場合、実習等が認められない学校や施設があります。事前に医療機関にて診察（抗体価検査）を受け、麻疹の抗体がない場合は、予防接種を受けてください。

既に罹患したことがある者、予防接種を2回受けた者は検査の必要がありません。麻疹に罹患していると判明した場合、もしくは体調に不安がある場合は、教育企画課に連絡をしてください。また、その場合は大学に登校したり、実習、介護先に行くことは厳禁です。医師の判断に従って行動してください。

## II. 教職課程の履修計画について

教育職員免許状を取得するためには、多くの関係科目の修得が必要となります。本学の教職課程においては、「教育の基礎的理解に関する科目等」は1年次秋学期から、「各教科の指導法」は2年次春学期から、「教科に関する専門的事項」の科目は1～2年次から履修の開始が可能となり、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」は主として5時限目や集中講義で開講されます。

免許状取得を理由に所属学部での授業で特段の配慮を得ることは困難なため、低年次から計画的に関係科目を修得していくよう心掛けてください。

参考までに、教職関連科目等の年次別配当状況を表8-1及び表8-2により示しますが、「教科に関する専門的事項」の科目については全学教育科目あるいは学部（研究科）専門科目等の読替えで対応しているため、掲載を省略します。詳細は、所属学部等の学生便覧等を参照してください。

〈表8-1〉「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目

### (1) 中学校教諭免許状を希望する場合

#### ◎文学部・教育学部・法学部

| 1年次     |                                 | 2年次                           |  | 3年次     |         | 4年次               |                          |
|---------|---------------------------------|-------------------------------|--|---------|---------|-------------------|--------------------------|
| 春学期（Ⅰ期） | 秋学期（Ⅱ期）                         | 春学期（Ⅲ期）                       | 秋学期（Ⅳ期）  | 春学期（Ⅴ期） | 秋学期（Ⅵ期） | 春学期（Ⅶ期）           | 秋学期（Ⅷ期）                  |
| /       | 教職基礎論<br>教育原理<br>教育制度論<br>教育方法論 | 教育課程論<br>道德教育の理論と実践<br>特別支援教育 | 教育心理学<br>生徒・進路指導論<br>教育相談論<br>特別活動・総合的な学習の時間の指導法 | 介護等体験   | 介護等体験   | 教育実習Ⅰ<br>事前指導（4月） | 教育実習の事後指導（11月）<br>教職実践演習 |

#### ◎経済学部・情報学部

| 1年次     |                        | 2年次                                    |  | 3年次     |         | 4年次               |                          |
|---------|------------------------|--|--|---------|---------|-------------------|--------------------------|
| 春学期（Ⅰ期） | 秋学期（Ⅱ期）                | 春学期（Ⅲ期）                                | 秋学期（Ⅳ期）  | 春学期（Ⅴ期） | 秋学期（Ⅵ期） | 春学期（Ⅶ期）           | 秋学期（Ⅷ期）                  |
| /       | 教職基礎論<br>教育原理<br>教育方法論 | 教育制度論<br>教育課程論<br>道德教育の理論と実践<br>特別支援教育 | 教育心理学<br>生徒・進路指導論<br>教育相談論<br>特別活動・総合的な学習の時間の指導法 | 介護等体験   | 介護等体験   | 教育実習Ⅰ<br>事前指導（4月） | 教育実習の事後指導（11月）<br>教職実践演習 |

#### ◎理学部

| 1年次     |                        | 2年次                                  |  | 3年次     |         | 4年次               |                          |
|---------|------------------------|--------------------------------------|--|---------|---------|-------------------|--------------------------|
| 春学期（Ⅰ期） | 秋学期（Ⅱ期）                | 春学期（Ⅲ期）                              | 秋学期（Ⅳ期）  | 春学期（Ⅴ期） | 秋学期（Ⅵ期） | 春学期（Ⅶ期）           | 秋学期（Ⅷ期）                  |
| /       | 教職基礎論<br>教育原理<br>教育方法論 | 教育心理学<br>教育制度論<br>生徒・進路指導論<br>特別支援教育 | 教育課程論<br>道德教育の理論と実践<br>特別活動・総合的な学習の時間の指導法<br>教育相談論 | 介護等体験   | 介護等体験   | 教育実習Ⅰ<br>事前指導（4月） | 教育実習の事後指導（11月）<br>教職実践演習 |

#### ◎農学部

| 1年次     |                        | 2年次   |   | 3年次     |         | 4年次               |                          |
|---------|------------------------|---|---|---------|---------|-------------------|--------------------------|
| 春学期（Ⅰ期） | 秋学期（Ⅱ期）                | 春学期（Ⅲ期）                                       | 秋学期（Ⅳ期）                                   | 春学期（Ⅴ期） | 秋学期（Ⅵ期） | 春学期（Ⅶ期）           | 秋学期（Ⅷ期）                  |
| /       | 教職基礎論<br>教育原理<br>教育方法論 | 教育心理学<br>教育制度論<br>教育課程論<br>生徒・進路指導論<br>特別支援教育 | 道德教育の理論と実践<br>特別活動・総合的な学習の時間の指導法<br>教育相談論 | 介護等体験   | 介護等体験   | 教育実習Ⅰ<br>事前指導（4月） | 教育実習の事後指導（11月）<br>教職実践演習 |

≪16 ページ欄外の注意事項を必ず確認してください。≫

(2) 高等学校教諭免許状を希望する場合

◎文学部・教育学部・法学部

| 1 年次     |                                 | 2 年次            |  | 3 年次     |          | 4 年次                             |                                     |
|----------|---------------------------------|-----------------|--|----------|----------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 春学期 (Ⅰ期) | 秋学期 (Ⅱ期)                        | 春学期 (Ⅲ期)        | 秋学期 (Ⅳ期)   | 春学期 (Ⅴ期) | 秋学期 (Ⅵ期) | 春学期 (Ⅶ期)                         | 秋学期 (Ⅷ期)                            |
| /        | 教職基礎論<br>教育原理<br>教育制度論<br>教育方法論 | 教育課程論<br>特別支援教育 | 教育心理学<br>生徒・進路指導論<br>教育相談論<br>特別活動・総合的な学習の時間の指導法 |          |          | 教育実習の<br>事前指導 (4 月)<br><br>教育実習Ⅱ | 教育実習の<br>事後指導 (1 1 月)<br><br>教職実践演習 |

◎経済学部・情報学部

| 1 年次     |                        | 2 年次                     |  | 3 年次     |          | 4 年次                             |                                     |
|----------|------------------------|--------------------------|--|----------|----------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 春学期 (Ⅰ期) | 秋学期 (Ⅱ期)               | 春学期 (Ⅲ期)                 | 秋学期 (Ⅳ期)   | 春学期 (Ⅴ期) | 秋学期 (Ⅵ期) | 春学期 (Ⅶ期)                         | 秋学期 (Ⅷ期)                            |
| /        | 教職基礎論<br>教育原理<br>教育方法論 | 教育制度論<br>教育課程論<br>特別支援教育 | 教育心理学<br>生徒・進路指導論<br>教育相談論<br>特別活動・総合的な学習の時間の指導法 |          |          | 教育実習の<br>事前指導 (4 月)<br><br>教育実習Ⅱ | 教育実習の<br>事後指導 (1 1 月)<br><br>教職実践演習 |

◎理学部

| 1 年次     |                        | 2 年次                                 |                                      | 3 年次     |          | 4 年次                             |                                     |
|----------|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------|----------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 春学期 (Ⅰ期) | 秋学期 (Ⅱ期)               | 春学期 (Ⅲ期)                             | 秋学期 (Ⅳ期)                             | 春学期 (Ⅴ期) | 秋学期 (Ⅵ期) | 春学期 (Ⅶ期)                         | 秋学期 (Ⅷ期)                            |
| /        | 教職基礎論<br>教育原理<br>教育方法論 | 教育心理学<br>教育制度論<br>生徒・進路指導論<br>特別支援教育 | 教育課程論<br>特別活動・総合的な学習の時間の指導法<br>教育相談論 |          |          | 教育実習の<br>事前指導 (4 月)<br><br>教育実習Ⅱ | 教育実習の<br>事後指導 (1 1 月)<br><br>教職実践演習 |

◎農学部

| 1 年次     |                        | 2 年次  |                             | 3 年次     |          | 4 年次                             |                                     |
|----------|------------------------|---|-----------------------------|----------|----------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 春学期 (Ⅰ期) | 秋学期 (Ⅱ期)               | 春学期 (Ⅲ期)                                      | 秋学期 (Ⅳ期)                    | 春学期 (Ⅴ期) | 秋学期 (Ⅵ期) | 春学期 (Ⅶ期)                         | 秋学期 (Ⅷ期)                            |
| /        | 教職基礎論<br>教育原理<br>教育方法論 | 教育心理学<br>教育制度論<br>教育課程論<br>生徒・進路指導論<br>特別支援教育 | 特別活動・総合的な学習の時間の指導法<br>教育相談論 |          |          | 教育実習の<br>事前指導 (4 月)<br><br>教育実習Ⅱ | 教育実習の<br>事後指導 (1 1 月)<br><br>教職実践演習 |

〈表 8-2〉「各教科の指導法」の科目

(1) 中学校教諭免許状を希望する場合

|              | 1 年次     |          | 2 年次     |          | 3 年次     |          | 4 年次     |          |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|              | 春学期 (Ⅰ期) | 秋学期 (Ⅱ期) | 春学期 (Ⅲ期) | 秋学期 (Ⅳ期) | 春学期 (Ⅴ期) | 秋学期 (Ⅵ期) | 春学期 (Ⅶ期) | 秋学期 (Ⅷ期) |
| 国語科教育法       |          |          | Ⅰ、Ⅱ      |          | Ⅲ        | Ⅳ        |          |          |
| 社会科・地理歴史科教育法 |          |          | Ⅰ        |          |          | Ⅱ        |          |          |
| 社会科・公民科教育法   |          |          | Ⅰ        |          |          | Ⅱ        |          |          |
| 数学科教育法       |          |          | Ⅰ        | Ⅱ        | Ⅲ、Ⅳ      |          |          |          |
| 理科教育法        |          |          | Ⅰ、Ⅱ      |          | Ⅲ、Ⅳ      |          |          |          |
| 英語科教育法       |          |          | Ⅰ、Ⅱ      |          | Ⅲ        | Ⅳ        |          |          |

(2) 高等学校教諭免許状を希望する場合

|              | 1 年次      |            | 2 年次        |            | 3 年次            |            | 4 年次        |              |
|--------------|-----------|------------|-------------|------------|-----------------|------------|-------------|--------------|
|              | 春学期 (I 期) | 秋学期 (II 期) | 春学期 (III 期) | 秋学期 (IV 期) | 春学期 (V 期)       | 秋学期 (VI 期) | 春学期 (VII 期) | 秋学期 (VIII 期) |
| 国語科教育法       |           |            |             |            | I / III、II / IV |            |             |              |
| 社会科・地理歴史科教育法 |           |            |             |            | I               | II         |             |              |
| 社会科・公民科教育法   |           |            |             |            | I               | II         |             |              |
| 数学科教育法       |           |            |             |            | I / III、II / IV |            |             |              |
| 理科教育法        |           |            |             |            | I / III、II / IV |            |             |              |
| 農業科教育法       |           |            |             |            | I、II            |            |             |              |
| 英語科教育法       |           |            |             |            | I / III、II / IV |            |             |              |
| 情報科教育法       |           |            |             |            | I、II            |            |             |              |

- 注. ① 中学校教諭免許状取得希望者は、介護等体験の申し込みについて、実施の前年度に手続きを行うこととなるが、詳細は TACT で確認の上、忘れずに手続きを行うこと。
- ② 教育実習の申し込みについては、実施の前年度に手続きを行うこととなるが、詳細は TACT で確認の上、忘れずに手続きを行うこと。
- ③ 「道徳教育の理論と実践」については、中学校教諭免許状取得希望者のみ必要となる。(高等学校教諭免許状のみ取得希望者は修得不要である。)
- ④ 各科目の開講時期については、年度により変更となる場合があるので、履修年度に発行される本資料でよく確認すること。
- ⑤ 必ずしも上に示した配当年次に単位修得する必要はないが、上位年次対象科目は履修できない。(介護等体験、教育実習、教職実践演習は上記年次に履修すること。)

### Ⅲ. 教員免許状の申請について

#### 教員免許状の申請について

教員免許状は都道府県教育委員会が発行するもので、申請には「一括申請」と「個人申請」の2つの方法があります。

「一括申請」は、愛知県教育委員会が定める手続きに従って大学が免許状申請者に代行して教育委員会に対して申請する方法で、免許状申請者は卒業に合わせて免許状の授与を受けることができます。

一括申請の対象となるには、申請年度3月に卒業見込みであること、かつ免許状授与に必要な単位等をすべて取得見込みであることが必須となります。

手続き等詳細については、TACT等により案内されますので、申請予定者は注意するようにしてください。

なお、博士前期課程又は博士後期課程の修了とともに一種免許状を申請する者、博士後期課程の修了とともに専修免許状を申請する者は一括申請の対象とはなりません。

「個人申請」は、卒業後に免許状申請者が自身で住民票のある都道府県教育委員会に申請する方法です。申請から授与までに1，2か月程要します。教育委員会によって必要書類や手続き期間が異なる場合があるので、詳細は申請する教育委員会に直接照会してください。

# 第 2 部

(全入学年度の学生対象)

#### IV. 「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」について

##### 1. 履修登録上の注意事項

##### (1) 「各教科の指導法」の一部科目の名称変更

2025年度から、以下の授業科目については、科目を統合し、名称が変更となったため、これらの科目を履修する場合は、新科目名の講義コードで履修登録してください。修得済みの旧科目名の単位は、教員免許申請の際に、新科目名の単位を取得したとみなして認定されます。

| 旧科目名（～2024年度） | 単位数 | 新科目名（2025年度～） | 単位数 |
|---------------|-----|---------------|-----|
| 社会科教育法Ⅰ       | 2   | 社会科・公民科教育法Ⅰ   | 2   |
| 公民科教育法Ⅰ       | 2   |               |     |
| 社会科教育法Ⅱ       | 2   | 社会科・公民科教育法Ⅱ   | 2   |
| 公民科教育法Ⅱ       | 2   |               |     |
| 社会科教育法Ⅲ       | 2   | 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ | 2   |
| 地理歴史科教育法Ⅰ     | 2   |               |     |
| 社会科教育法Ⅳ       | 2   | 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ | 2   |
| 地理歴史科教育法Ⅱ     | 2   |               |     |

- 注. ① 社会の中学校教諭免許状取得希望者は、社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ及び社会科・地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱの合計4科目8単位を修得すること。
- ② 公民の高等学校教諭免許状取得希望者は、社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱの合計2科目4単位を修得すること。
- ③ 地理歴史の高等学校教諭免許状取得希望者は、社会科・地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱの合計2科目4単位を修得すること。
- ④ ただし、①～③のいずれの場合も、2024年度までに旧科目名の単位を修得している場合は、対応する新科目名の単位を取得したとみなす。例えば、2024年度までに、社会科教育法Ⅰ及び公民科教育法Ⅰの合計4単位取得したとしても、社会科・公民科教育法Ⅰの2単位分の単位を取得したとしかみなされないので、注意すること。
- ⑤ 2教科の教諭免許状を申請する場合、新科目2単位は、2教科それぞれの「各教科の指導法」の単位として認められる。

##### (2) 登録方法

学部学生は、1年次秋学期（Ⅱ期）から受講可能となりますので、希望者は名大ポータルから履修登録期間中に登録をしてください。詳細は教養教育院で発行される「履修手続きに関する注意事項」を確認してください。

大学院生・教職聴講生等は、Web登録を行えないため、TACT上の「教職課程」コースサイトの「課題」から履修登録の申し出をしてください。

なお、上位年次対象の科目は受講できません。

※ 同一の学期・曜日・時限に2コマ開講される理系学生対象の下記科目については、シラバス等を参照し希望する方の講義コードをWeb登録してください。  
 これらの科目については受講者数が概ね平均化するように調整を行いますので、調整結果をWeb「履修科目の確認」で必ず確認してください。希望しない方の授業となる場合がありますが、一度決定した授業からの変更はできません。

教育心理学, 教育制度論, 教育相談論  
 教育方法論, 特別活動・総合的な学習の時間の指導法

### (3) 履修取り下げ制度について

GPA 制度においては、GPA を算出する際に「F」の評価が母数に算入され、GPA 評価を下げることになるため、各授業科目のシラバス等に「W」と「F」の取扱いを明示し、履修登録修正期間を過ぎた後も所定の期限までに授業担当教員に履修を取り下げの旨の届けを行えば「W」と扱う制度（以下、「履修取り下げ制度」という。）が設けられています。

「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」は GPA の算出には含まないので、直接的には影響はありませんが、大学として同一のルールで運用されることから、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」においても、各授業担当教員の判断により「履修取り下げ制度」を採用しています。「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」において、本制度を採用するか否か、また、採用しない場合の「W」と「F」の取扱いについては、各授業科目のシラバス「成績評価の方法と基準」欄に記載していますので、これを踏まえた上で受講してください。

履修取り下げ制度が採用される授業科目において履修を取り下げの場合の手続きについては、授業担当教員に直接届け出てください。届出期間は、履修登録修正期間後から春学期は5月末、秋学期は11月末となりますが、集中講義など授業形態等により異なる場合がありますため、シラバスに記載されていない場合は、授業担当教員に確認してください。

### (4) 教育実習の履修登録

4年生で今年度教育実習を行う予定の者は、秋学期の履修登録期間中に「集中講義科目の登録」で、下記講義コードにより、各自で必ず登録を行ってください。

なお、実習期間に応じて講義コードが異なるため注意してください。

また、大学院生・教職聴講生は、Web登録を行えないため、TACT上の「教職課程」コースサイトの「課題」から履修登録の申し出をしてください。

| 教育実習が <u>3週間</u> の場合          | 教育実習が <u>2週間</u> の場合          |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 講義コード : <b><u>0264001</u></b> | 講義コード : <b><u>0264002</u></b> |
| 授業科目名 : 教育実習 I                | 授業科目名 : 教育実習 II               |
| 担当教員名 : 服部美奈                  | 担当教員名 : 服部美奈                  |

## (5) 教職実践演習の履修登録

教職実践演習は、4年次秋学期に履修することになります。

教職実践演習は、「教育実習を終えていること」、「履修カルテを提出していること」、「所定の履修手続きを済ませていること」が履修の条件になります。また、学習効果を最大に生かせるよう、教育実習実施年度に履修してください。

学部学生は、秋学期の履修登録期間中に下記講義コードにより、各自で登録を行ってください。

大学院生・教職聴講生については、TACT上の「教職課程」コースサイトの「課題」から履修登録の申し出をしてください。

教職実践演習の履修には、履修カルテの提出が必須です。次のスケジュールを参考にして、履修登録前に履修カルテを提出してください。

### ○2026年9月1日

修得科目確認(成績確認)により教職関連科目の単位取得状況を確認し、単位取得状況に応じて履修カルテを作成する。

### ○2026年9月1日～9月11日

履修カルテをTACT上の「教職課程」コースサイトの「課題」に提出する。

### ○2026年9月11日～9月16日

履修カルテを提出した後に、Web履修登録期間内に登録を行う。

授業の実施に際し、複数のクラスに分かれますが、各自のクラスは第1回目の授業で発表します。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 講義コード | : <b><u>0264005</u></b> |
| 授業科目名 | : 教職実践演習                |
| 担当教員名 | : 狐塚 貴博<br>(教育学部教員)     |

## 2. 「こども性暴力防止法」の施行について

「こども性暴力防止法」が2026年12月25日にスタートします。教育実習に参加する実習生も性犯罪前科の有無の確認を求められる可能性があります。以下留意点をお知らせします。

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- 実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められる可能性があります。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。

【参考】制度の詳細はこちらをご覧ください。

[こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法\(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律\)」](#)